

東大和市分別収集計画

第十期

令和4年6月

東大和市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

東大和市分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

環境にやさしい循環型社会を築いていくためには、環境負荷を低減するため、経済合理性から、環境合理性へと価値観を変え、市民一人ひとりがライフスタイルの見直しに努めることが求められ、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれが役割分担を認識した上で、廃棄物の減量等を推進していくことが極めて重要となってくる。

このような中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条第1項に基づき、一般廃棄物のうちの容器包装廃棄物について、分別収集することを目的に本計画を策定し、資源の有効利用など具体的な推進方策を明らかにするとともに、拡大生産者責任の考え方に基づき、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、最終処分場の延命化を図るとともに、資源循環型社会の形成に努めるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の適正分別を促し、効率的な収集・処理体制を確立する。
- (2) 最終処分場の適正利用と延命化に努める。
- (3) 廃棄物の排出抑制等を基本に、地域社会づくりを目指す。
- (4) 資源再利用の啓発・普及に努め、ごみ問題に対する理解と協力を求めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化等に取り組む。
- (5) 拡大生産者責任の考え方に基づく事業を展開する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

当市から排出される各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりである。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	4,426	4,356	4,297	4,234	4,184

【参考】品目別の排出量内訳

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	95	94	94	93	93
アルミ製容器	145	144	143	142	142
ガラス製容器（無色）	244	242	240	238	237
ガラス製容器（茶色）	118	117	117	116	115
ガラス製容器（その他）	207	205	204	202	202
紙パック	3	3	3	3	3
段ボール	772	766	761	756	752
紙製容器包装（上記品目を除く。）	1,698	1,684	1,673	1,661	1,655
ペットボトル	174	156	139	122	105
その他のプラスチック製容器包装	796	789	784	779	775
合計	4,426	4,356	4,297	4,234	4,184

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための 方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

市民・事業者の理解と協力のもと、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策は、次のとおりとする。

(1) 意識啓発

- ① 市報、市のホームページ、ごみ分別アプリ、広報紙等を用いた市民に身近な啓発の実施
- ② 廃棄物処理の現状認識を深めるための廃棄物処理施設の見学会等の実施
- ③ 自治会等、地域への出前講座（説明会）の充実

(2) 廃棄物減量等の推進

- ① 事業系一般廃棄物の自己処理推進
- ② 簡易包装及びレジ袋の削減の推進
- ③ 拡大生産者責任（EPR）の確立に向けた、国や都への要望

(3) 環境学習の充実

- ① 学校や地域社会において、廃棄物減量や分別排出等の環境学習を行い、環境・ごみ問題に対する意識を高める。
- ② 子どもが関心を持てる体験学習等を実施し、ごみ問題について関心を抱いてもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定め、収集に係る分別の区分を同表2右欄のように定める。

表2 分別収集する容器包装廃棄物

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主として鋼製の容器	缶						
主としてアルミニウム製の容器							
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス製容器	├───┤	茶色のガラス製容器	└───┘	その他のガラス製容器	びん
┌───┐	無色のガラス製容器						
├───┤	茶色のガラス製容器						
└───┘	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック						
主としてダンボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 ※						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装						

※紙パック及びダンボール以外の紙製容器包装を、紙製容器包装以外のリサイクル可能な紙類と一緒に収集するために、雑紙として分別の区分を設けている。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物
 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める
 物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

表3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	81	80	80	79	79
主としてアルミ製の容器	117	116	115	114	114
無色のガラス製の容器	236	234	232	230	230
茶色のガラス製の容器	124	123	123	122	121
その他のガラス製の容器	133	132	131	130	130
(うち引渡量)	120	119	118	117	117
(うち独自処理量) ※	13	13	13	13	13
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。) ※	2	2	2	2	2
主として段ボール製の容器 ※	601	596	592	588	585
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料 又はしょうゆを充てんする ためのもの	145	127	110	93	77
主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	796	789	784	779	775

※ 独自処理を行っている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装算定対象廃棄物量} \times \text{今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合}$$

※ここでいう「容器包装算定対象廃棄物量」とは、各年度における予想廃棄物排出総量のことであり、「今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合」とは、直近収集状況から見た推計の割合のことであり、以下の表にまとめる。

【参考】容器包装算定廃棄物量

(単位：t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装算定廃棄物量	20,615	20,447	20,308	20,173	20,089

【参考】今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合

(単位：%)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39
アルミ製容器	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
ガラス製容器（全体）	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33
紙パック	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
段ボール	2.92	2.92	2.92	2.92	2.92
ペットボトル	0.70	0.62	0.54	0.46	0.38
その他のプラスチック製容器包装	3.86	3.86	3.86	3.86	3.86

※ガラス製容器については、全体の割合を乗じた後、さらに各色の比率（令和3年度実績）を乗じて算出している。（無色：49.1%、茶色：25.9%、その他：25.0%）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を維持した中で実施することとし、現在、自治会や市民団体により実施されている集団回収活動については、引き続き、当該団体において分別収集等を実施することとする。

表4 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	スチール	缶	ステーション	市 また は 民間事業者	集団回収 も並行し て実施
	アルミ				
びん	無色ガラス	びん	ステーション		
	茶色ガラス				
	その他のガラス				
紙類	紙パック	紙 パ ッ ク	拠 点		
	段ボール	段 ボ ー ル	ステーション		
	紙製容器包装	雑 紙		民間事業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ステーション	一部事務組合	
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	戸別収集	一部事務組合	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
 (法第8条第2項第6号)

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	中 間 処 理
缶	スチール	缶	コ ン テ ナ	市 民 また は 民 間 事 業 者
	アルミ			
び ん	無色ガラス	び ん	折畳式コンテナ	
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック	紙 パ ッ ク	コ ン テ ナ	
	段ボール	段 ボ ー ル	紐または紙袋	
	紙製容器包装	雑 紙		民 間 業 者
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	透明または半透明 のビニール袋	一 部 事 務 組 合
	その他のプラスチック	その他のプラス チック製容器包装	指 定 収 集 袋	一 部 事 務 組 合

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項

- ・ 拡大生産者責任の考え方を踏まえ、民間におけるリサイクルを推進する。
- ・ 集団回収事業の支援を継続し、報償金及び取扱い品目について検討する。
- ・ 廃棄物減量等推進員と連携し、排出時の問題点等を把握する。
- ・ 廃棄物減量等、市民意識の改革に努める。
- ・ 適正な分別排出の徹底のため、資源物の収集方法について検討する。